

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県病院事業管理者 小出典男

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(週休日の振替等) 第6条 管理者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする <u>4週間</u> 前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする <u>8週間</u> 後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 2・3 略	(週休日の振替等) 第6条 管理者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする <u>12週間</u> 前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする <u>12週間</u> 後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 2・3 略

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。